

関係団体等からの意見聴取結果について

1 意見聴取対象者

- (1) 地域でごみ減量に取り組む市民団体等
 - ア ごみ減量推進会議
 - イ エコ学区事業に取り組む学区
- (2) 政策評価について研究する大学等の学生
 - ア 京都産業大学法学部法政策学科
 - イ NPO法人グローバル人材開発センター（京都産業大学，同志社大学，佛教大学から参加）
- (3) ごみ収集業務の受託業者等
 - ア 本市とごみ収集運搬業務の庸車・委託契約を締結している事業者
 - イ マンションごみの収集を行っている一般廃棄物収集運搬業許可業者が加盟する組合

2 市民団体や大学等の意見に基づき，今後検討が必要なポイント

- (1) 市民がごみ収集業務に求めること

【主な意見】

- 燃やすごみは，午前中（早い時間帯）に収集してほしい。また，決まった時間帯に収集してほしい。資源ごみは燃やすごみのように，時間が経つほど腐敗が進むものではないので午後収集でも良いのではないか。
- 資源ごみも，きれいに洗っていない，臭いものもあるため，午前中に収集してほしい。
- 独居高齢者，特にエレベーターの無い集合住宅の住人は，ごみ出しが困難であり，高齢化が進む中，まごころ収集などの支援が一層必要になるだろう。
- こぼれたごみもすくい取ったり，丁寧に収集作業をしていただき感謝している。これからも継続してほしい。

（ポイント）

- 燃やすごみについて，午前収集の要望が多い。
- 高齢社会の進展に伴い，独居高齢者等，ごみ出しが困難な方々への支援策の充実を検討する必要がある。

- (2) 市民がごみ減量・リサイクルを一層推進するために求めること

【主な意見】

- 移動式拠点回収*が始まり，塗料やワックス，スプレー缶などの資源ごみも回収可能（現在 23 品目を分別回収）との認識が広まり，市民の利便性が高まっている。一方で，回収品目が細分化され過ぎると分かりにくくなるため，その品目を分別する意義も含めて市民に説明する必要がある。

※日と場所（拠点）を学区単位で設定し，有害危険物を含めた資源ごみを回収

- 資源ごみの分別品目（拠点回収の品目含む）については概ね現状のままではよいのではないかと。これ以上分別品目が増えれば、高齢者にとっては分別方法がわからなくなるなど負担になると思う。
- 拠点回収の品目である資源ごみについて、移動式回収の拠点やエコまちステーション等まで持参できない高齢者等を対象とした回収方策を考えてほしい。
- 地域のイベント等でまち美化事務所等が行う、使用済てんぷら油や蛍光管、乾電池等の資源ごみの拠点回収はとても好評であり、実施回数を増やしてほしい。
- 拠点回収は、なるべく住民が持参しやすいところで行うなど、周辺住民の視点に立った取組としてほしい。
- 大学生は、ごみ分別の方法や必要性（分別によるメリット）などについて認知度（意識）が低いため、知る機会を増やす必要がある。
例えば、紙媒体（市民しんぶん、チラシ）よりも、ごみの分別方法がわからない時に、スマートフォン等でいつでも調べられるアプリケーションソフトを開発してはどうか。
大学の入学ガイダンス等において、ごみ減量等に関するパンフレットの配布や分別方法等の説明会を実施してはどうか。
- イベント（野球観戦、コンサート等）において啓発活動を行ってはどうか。休憩中などに電光掲示板で周知することも考えられる。

（ポイント）

- 分別品目数について、現状の分別品目数（定期収集8品目、拠点回収品目16品目をあわせた24品目）については、これ以上細分化すれば、排出の際、分かりにくくなる。
- 拠点回収については、市民ニーズが高いことから、回収機会の拡大など一層の利便性の向上を図る必要がある。
- ごみの減量等について、あらゆる機会を捉えて、積極的に周知、啓発を行う必要がある。

（3） 市民がまち美化事務所に求める役割等

【主な意見】

- エコまちステーションが各区役所・支所内に設置されたことで、市民との距離がぐっと近くなり、相談を受け止めてくれるようになった。加えて、エコまちステーションの職員には意欲があり、地域にもそれは十分伝わっている。今後も更に地域に入っていくべきである。
- エコまちステーションの業務を十分に知らない方も多いため、より多くの市民に周知する必要がある。

- マンション等の住人や管理組合に対して自治会だけで働きかけても、声が届きにくい場合には、まち美化事務所やエコまちステーションの協力をお願いしたい。
- マンション等入居の際に、ごみ出しの方法等について説明を受けていないため、行政から賃貸業者等に対して指導する必要がある。
- 再資源化施設等、様々なごみ処理施設を見学することで、ごみ減量、分別排出の必要性について一層理解できた。行政が働きかけ、できるだけ多くの市民、大学生に施設見学をしてもらってほしい。
- 行政が学校（特に、中学校、高校）に出向き、児童や生徒にごみ減量、分別排出等に関する環境教育を実施してほしい。無関心であっても学ぶことにより、授業を受けた子から親へ伝わり、家族ぐるみの取組が広がるのではないかと思う。
- 分別方法（雑がみやプラスチック製容器包装）について知らない人がまだまだ多いので、一層啓発してほしい。
- 「有料指定袋について負担しているお金は処理手数料」ということを知らない市民も多い。こういったことも、エコまちステーションなどでもっと周知した方がよい。

(ポイント)

- エコまちステーションの活動に対する評価は高い。
- まち美化事務所やエコまちステーションの職員が地域や学校等に出向き、分別方法の指導やごみ減量に関する啓発等に、一層取り組むことが求められている。

3 ごみ収集業務受託業者等の意見に基づき、今後民間委託化を一層推進するうえで検討が必要なポイント

(1) 本市とごみ収集運搬業務の庸車・委託契約を締結している事業者からの主な意見

ア まち美化事務所との連携強化、まち美化事務所に求めること

- 長年の業務受託実績による信頼関係は構築できている。受託業者の担当者が頻繁にまち美化事務所を訪れ作業長等のスタッフと調整はしているが、定例的な調整・協議の場は必要である。
- コースの見直しにより、収集量や走行距離、収集時間の均等化を図って欲しい。
- 作業の安全の確保、不適正シールやカラスネットの片付け等を行うためにも余裕のある収集業務として欲しい。

イ 今後、受託業者としてできること

- これまでから急な収集コースの変更についても、長年の実績があるため、対応している。あらかじめ受託業者側でコースの確認等も行っている。

- 民間による利点として、24時間365日対応する等、直営に比べて柔軟な対応が可能であると思う。
- 収集以外にも、例えば、市と連携して、地域におけるごみ排出についての指導や啓発、問い合わせの対応等が考えられる。ただし、体制の確保のため、現在の委託単価では無理であり、別途の委託が必要である。
- 市民に対して指導的立場で行う業務については、民間だけでは難しい。
- 受託業者の共同業務として、例えば、ごみの取残しがあった場合に近くの受託業者が収集に行く等の取組が考えられる。
- 災害協定を締結し、緊急時には公民連携で対応できるようにしていきたい。

ウ 業務の受託について

- 競争入札に伴う契約単価の低減、及び随意契約の経過措置期間中の低減（5年間で26%）が実施されているが、ごみ収集業務は人件費比率が高く、低減分のほとんどは人件費の削減につながり、契約期間が有期であることも相まって、正規職員の雇用が困難な状況にある。従業員の質の確保や安定雇用のため、契約単価の引き上げを検討して欲しい。
- 競争入札では必然的に無理な価格競争となるため、低賃金労働、薄利事業となり、落札しても安定的な事業の継続が困難である。こうした契約単価の低減により、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」にある「委託料が受託業務を遂行するに足りうる額」になっていないのではないかと感じている。
- 競争入札がごみ収集業務の実施に馴染まないことから、競争入札への移行を取り止め、随意契約の継続を要望する。

(ポイント)

- 民間委託化の推進について、受託業者と信頼関係を構築する必要があることから、定例的な協議の場を設けるなど、一層の連携を図る必要がある。
- 委託業務の安定履行の確保を図るとともに、委託業者の倒産等を想定しておく必要がある。
- 安かろう、悪かろうとならないよう、適正かつ安定的な入札制度を確立し、委託業務の点検や業者指導を適切に行う必要がある。

(2) マンションごみの収集を行っている一般廃棄物収集運搬業許可業者が加盟する組合からの主な意見

ア 本市が行うごみ収集業務について

- 日によって収集時間がバラバラなのが実態である。市民に対して、ごみ収集時間を決めて、予めお知らせすべきである。例えば、市バスの接近表示のような工夫があってもよい。
- ごみ収集コースに工夫の余地がないか検討する必要がある。例えば、道路を挟んで東側と西側で収集時間が異なるのは効率的であるか疑問である。

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が行っていること

- マンションでは、いつでもごみをマンションの集積所に出すことができ、置き場所に悩む必要がないため、分別に取り組みやすい。一方で、不適正ごみが混入するごみ袋には警告シールを貼り、収集せず、管理組合と調整した後、適正に処理している。
- マンションごみでは、マンション管理組合と収集業者が調整し、分別ルールの徹底などを行うことができることから、例えば、入居時点からごみの減量等を働きかける取組も行っている。
- ごみ減量は、組合にとって仕事の減少につながるが、市の環境政策への協力として取り組んでいる。啓発資料の作成や組合員への研修のほか、組合員が様々な努力を行っており、今の排出ルールの中ではこれ以上のごみ減量は難しい。
- 市と一般廃棄物収集運搬業許可業者が加盟する京都環境事業協同組合は、災害時における応急対策活動に関する協定を締結している。
(当該協定書に基づき、台風18号による浸水ごみ等の収集を、まち美化事務所と協働で行った。)

(ポイント)

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者においても、ごみ減量等の啓発資料の作成や研修など様々な努力を行っている。